

第27回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和4年8月25日（木） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2階防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第41号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第42号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 5 | 議第231号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第232号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第233号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第234号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第235号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議第236号 | 農地法施行規則第17条2項の規定に基づく適用農地の指定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、白畑功詞、小坂治重、平井浩成、清水直喜、牛丸和久、野尻真人、村上真由美、内木建治、 挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に遅刻した委員

小井戸寿尚

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、農地主事：船坂康博、

書記：小洞雅喜、植杉祐貴、飛騨農林事務所農業普及課：深井雅己、

農地相談員：木戸脇良昭

職務代理

ただいまより第27回高山市農業委員会を開催いたします。
本日、小井戸委員より遅刻する旨の報告を受けています。
本日の出席委員は、19名中18名で農業委員会等に関する法律
第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いた
します。

会 長

皆さん、ご苦労様です。
先ほど國島市長より退任のご挨拶をいただきましたが、長期間の
公務に対しお疲れ様でしたと改めて敬意を表したいと思えます。
また、休暇もなかなか取れなかったと思えますので、今後奥様孝
行の意味でもとゆっくりと時間を過ごしていただくことを願うも
のです。
8月も下旬となり、4時半には明るかった時期も最近では5時半
でも薄暗く日の短さを感じる頃となりました。私の水田でも、5月
下旬に植えたコシヒカリも盆過ぎには穂も出揃いましたが、雨が続
くことも予想され今後の天候が心配されます。
コロナ関係ですが、現在高山市の感染者数が約7,700人との報道
があり、今後は8,000人となるような予想も出されています。10
人に1人が感染しているという数値です。私が参加した先の懇親会
では、同席した人により感染の有無が違う事例もあり、本人の体力
や免疫度が関係しているのかと思えます。私も先日4回目のワクチ
ン接種を行いました。岸田総理も4回目を摂取したにもかかわらず
感染したとのことで、何処でどの様に感染するか分からないのが現
状です。外出をできるだけ控える等皆様も日頃から予防の徹底に心
がけていただきますようお願いいたします。
本日も上程された議題に対しスムーズな審議をお願いしまして、
挨拶とさせていただきます。

職務代理	<p>ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議長	<p>異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 3番 村上委員と4番 垣内委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 会期の決定について を議題とします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議長	<p>異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。</p>
<p>船 坂 農地主事</p>	<p>日程第3 報第41号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
<p>船 坂 農地主事</p>	<p>今回は59法人のうち1法人について報告します。 農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございます、 ①法人形態 ②事業要件 ③構成員要件 ④役員要件 について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。 (各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明) 以上1件について報告いたします。</p>

議 長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第4 報第42号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。</p> <p>事務局の報告を願います。</p>
植 杉 書 記	<p>今回は、1件の報告です。</p> <p>(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)</p> <p>以上 1件の報告をさせていただきます。</p>
議 長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議第231号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
植 杉 書 記	<p>今回は、7件の上程です。</p> <p>それでは農地法3条の申請の説明に移ります。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)</p> <p>以上、7件 田畑 14筆 12,956.00 m²についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。</p>

続きまして、日程第6 議第232号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植杉書記

今回は、9件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告いたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、件 田 畑24筆 4,202.43 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第7 議第233号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植杉書記

今回は、13件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、13件 田畑 21筆 4,834.49㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

議 長 続きまして、日程第8 議第234号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、1件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件

については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第235号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小洞書記 本日は12件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑41筆 57,302.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第236号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

船坂農地主事 本日は1件の上程です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、必要となる資料や取扱基準内の具体的な基準の説明。)

現地については担当地区の農業委員と最適化推進委員により確認を受けています。今回は代表して下小家委員より現地の報告を求めます。

下小家委員 (現地の状況を報告)

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について、承認とします。

議長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第27回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

村上 博 委員

垣内 常宏 委員
